

電気供給約款別紙（東北電力ネットワーク株式会社管内）

実施要綱 東北 のむシリカ電力 お得ナイト & ホリデー

1. この実施要綱の適用エリア

この別紙は次の地域に適用します。

青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県

ただし、山形県の飛鳥ならびに新潟県の佐渡島および粟島は除きます。

2. 料金計算方法

電気料金については以下の計算方法が適用されます。

電気料金＝①基本料金＋②電力量料金±③燃料費調整額＋④再生可能エネルギー発電促進賦課金

①基本料金は、3（契約種別、料金単価等）ホ（料金単価）のとおりとします。

※ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

②電力量料金＝電力量料金単価×使用電力量

③燃料費調整額＝燃料費調整単価×使用電力量

④再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量

ただし、燃料費調整額の加減算につきましては、電気供給約款（東北のむシリカ電力 低圧）（以下「本約款」といいます。）別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が83,500円を下回る場合は、本約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引くこととし、本約款別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が83,500円を上回る場合は、本約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えるものとし、本約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、本約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、本約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、本約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

3. 契約種別、料金単価等

当契約種別については、技術的に当社でご契約を行う事が難しい場合には、ご契約をお断りする場合がございます。

イ) 適用範囲

低圧で電気の供給を受けて電灯または小型機器を使用する需要（ただし、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。）で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(a)お客さまが1年を通じてこの実施要綱の適用を希望されること。

(b)契約容量が6キロボルトアンペア以下であること。

(c)1需要場所において他の動力の契約種別とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において他の動力を使用する契約種別とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)および(b)に該当し、かつ、(c)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ) 日区分および時間帯区分

(a)日区分は、次のとおりとします。

① 休日

以下に定める日をいいます。

土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、1月4日、4月30日、5月1日、5月2日、12月29日、12月30日、12月31日

② 平日

休日以外の日をいいます。

(b)時間帯区分は、次のとおりとします。

①平日昼間時間

平日の午前8時から午後10時までの時間をいいます。

②平日夜間時間

平日昼間時間以外の時間をいいます。

ニ) 契約容量

契約容量は、6キロボルトアンペア以下とし、当社とご契約する直前のご契約容量、または、次のとおり定めます。

(a) 契約容量は、原則として、本約款別表6（契約容量および契約電力の算定方法）(3)により算定された値とします。

(b) お客さまの希望により、電流を制限する計量器により電流を制限する場合または当該一般送配電事業者等の電流制限器を取り付ける場合は、契約容量は、(a)にかかわらず、電流を制限する計量器により制限される電流または電流制限器の定格電流にもとづき次により算定された値といたします。

①電流を制限する計量器による場合

$$\text{入力 (キロボルトアンペア)} = \text{制限される電流 (アンペア)} \times 100 \text{ ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

②電流制限器による場合

$$\text{入力 (キロボルトアンペア)} = \text{電流制限器の定格電流 (アンペア)} \times 100 \text{ ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

ホ) 料金単価

基本料金	契約容量 3 キロボルトアンペア以下の場合		1 契約	1,097円71銭
	契約4キロボルトアンペア		1 契約	1,463円62銭
	契約5キロボルトアンペア		1 契約	2,156円22銭
	契約6キロボルトアンペア		1 契約	2,848円82銭
電力量料金	昼間時間	～60kWhまで	1kWh	34円44銭
		60kWh～140kWhまで	1kWh	43円11銭
		140kWh～	1kWh	49円61銭
	休日・夜間時間		1kWh	27円00銭

へ) 使用電力量の算定

- (a) 料金の算定期間の時間帯別の使用電力量は、時間帯別に、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、お客さまが電気の需給契約を終了しようとする場合は、終了日の前日を含む検針期間等の始期から終了日までに期間といたします。）において合計した値とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。また、料金算定期間の使用電力量は、本約款15（使用電力量の算定）にかかわらず、料金の算定期間の時間帯別の使用電力量を合計した値といたします。
- (b) 計量器の故障等によって、当該一般送配電事業者等が使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、本約款15（使用電力量の算定）(3)にかかわらず、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めるものとし、この場合の30分ごとの使用電力量は、原則として協議によって定めた使用電力量を30分ごとに均等に配分した値といたします。なお、この場合の最大需要電力は、原則として協議によって定めた使用電力量を30分ごとに均等に配分した値をもとに算定いたします。

附 則

1 実施期日

この実施要綱は、令和6年4月1日から実施いたします。